

本物とニセ物

丸川 知雄

米アップル社のiPadが中国で商標をめぐる紛争に巻き込まれ、裁判の行方によっては中国で販売できなくなるかもしれない、という報道は多くの人が目にしたことであろう。このニュースを聞いて、「中国の姑息な企業が外国の有名な商標を先手を打って登録しており、外国企業を困らせ、カネをせびり取ろうとしている。なんて卑劣なんだ！」と思った人は少なくないだろう。実際、日本のテレビではそのような報道されていたし、筆者自身も事件の構図はそんなところだろうと

思っていた。ところがそれは大きな誤解だった。アップルをiPadの商標権侵害で訴えている中国の液晶ディスプレイメーカー、唯冠科技は二〇〇一年に“IPAD”を中国で商標登録し、同じ年に同じ唯冠集団のメンバーである台湾唯冠も世界八カ国で“IPAD”を商標登録していたのである。アップルがアメリカでiPadを発売したのが二〇一〇年だから、先手を打って商標登録したというには早すぎる。明らかに別の製品の名称を登録したのである。そ

の製品とは閲覧専用のパソコンだったらしい（福島香織「中国『iPad訴訟』のゆくえ」『日経ビジネスONLINE』二〇一二年三月七日）。たしかに、外国の商標、ないし商標になりそうな名称を先手を打って登録して儲けようとするいわゆる「抜け駆け登録」が中国で横行していることは事実である。日本がらみの例としては「讃岐烏冬（うどん）」という商標がある中国企業が申請して、香川県庁などが異議を申し立てて阻止したケースがあるそうだ。しかし、今回のiPad商標紛

争はこれらとは問題の性質が異なり、本当に“IPAD”という商標の製品がアップルのiPadよりも何年も前に存在したのである。

ただ、元祖“IPAD”は商業的に成功せず、アップルがiPadの開発を始めた頃にはもう販売が終わって久しかった。言うなれば、土地を買って商店を開いたが余りうまく行かず閉店し、その土地をペンペン草の生えるままに放置していたら、思いがけずそこに大ショッピングセンターの建設話が降って湧き、土地の価値が急騰したようなものである。唯冠科技が“IPAD”の商標権をアップルに高く売って儲けようと考えるのは、決して胸を張れる儲け方とは言えないものの、日本にもよくみられる通常の商行為であって、責められるような話ではない。

ところがアップルもしたたかなもので、iPadの発売が発表される前の

二〇〇九年にイギリスのIP社という会社を通じて台湾唯冠から“IPAD”を含む一〇の商標を三万五〇〇〇ポンド（五一四万円）という二束三文の値段で買い取っていた。どうやら台湾唯冠はIP社の背後にアップルという大物がいることも知らず、経営状況が悪かったこともあって、安価で手放してしまったようなのである。ちなみに富士通もアメリカ子会社で“IPAD”

という名称の業務用携帯情報端末を販売しており、二〇〇三年に商標登録を申請していたが、登録は成立していなかったらしい。それでも二〇一〇年にアップルは富士通から“IPAD”の商標を有償で買い取ったという。

こうしてアップルがiPadを発売しても商標権侵害だと文句をつける会社はいなくなったはずだった。ところが、唯冠科技は、アップルに“IPAD”の商標権を販売した台湾唯冠と同

社との間には親会社・子会社の関係はないので、中国では唯冠科技が依然として“IPAD”の商標権を保有していると主張した。一方、アップルは台湾唯冠から買い取った商標のなかに中国での“IPAD”の商標権も含まれているとして、二〇一〇年に深圳において唯冠科技に商標権の移転を求める裁判を起こした。しかし、深圳の裁判所は唯冠科技が商標権を保有していることを認め、アップルの訴えを退けた。

そこでアップルは広東省の裁判所に上告し、その審理が現在も続いている。

一方、唯冠科技も二〇一二年二月に攻撃に転じ、上海の裁判所に、アップルの商標権侵害を訴える裁判を起こした。こうした裁判の経過を受けて、石家荘市と徐州市ではアップルのiPadは唯冠科技の商標権を侵害しているとして市内での販売を停止する処分が下された。

こうした流れからすると、どうやらアップルは唯冠科技が中国では“IPAD”の商標権を持っていることを認め、商標権侵害に対する賠償金を支払った上で、商標権の譲渡を受けることになりそうである。目下賠償額をめぐる和解交渉が進んでいると伝えられているが、事態をやや複雑にしているのが、唯冠科技が経営的には破綻状態に

あり、中国の八つの銀行に対して四億

ドルもの借金を負っていることである。多額の金を貸している債権者としてはアップルから少しでも多くの賠償金を獲得するよう唯冠科技をけしかけていることだろう。他方、アップルが、二〇〇四年に固定電話の商標として“iPhone”を登録していた漢王科技というIT機器メーカーから三六五万ドルで買い取った事例があることは、今回の賠償額を決めるに当たっても参考にされるだろう。

一般には、先進国の大企業がオリジナルの技術と商標を持っており、途上国、とりわけ中国の企業はそれを模倣しようとするものだと思われている。今回のiPad商標問題に際しても日本のマスメディアがそうした先入観を持っていたため、どうせ中国企業が商標を「抜け駆け登録」したのだろうと思いきみ、誤解を広める報道が繰り返

された。

ただ、今回の商標問題とは別に、アップルのiPhoneやiPadが中国および世界で盛んにコピー生産されていることは事実である。中国の深圳市には華強北と呼ばれる巨大な電気街がある。この華強北の一角では、深圳に集う一〇〇〇社以上の中小携帯電話メーカーや関連機器メーカーの製品が販売されており、それらの製品の多くは多かれ少なかれ他社の知的財産権を侵害している疑いがある。これら中小企業が近頃熱心に取り組んでいるのがiPadに類似したタブレットPCの生産である。写真1に示したものは、私が見かけたなかでは最も精巧にできたiPadもどきで、iPadの特徴であるアルミ削りだしのケース、スイッチなどを思わず感心してしまうほどよく似せている。USBソケットがついているなど本物よりサービス精神が



写真1

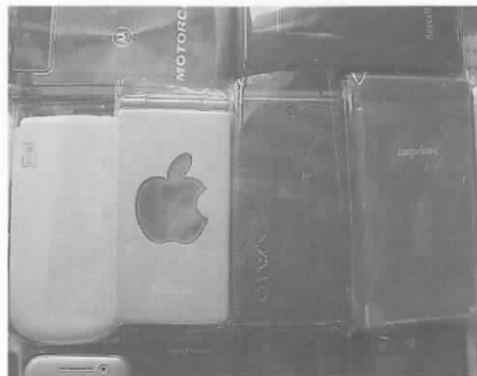


写真2

まさっている面さえある。ただ中に入っているソフトはAndroid(グーグル社が提供する無料ソフト)なので、iPadではないことはすぐわかる。どのような商標がついていたか忘れてしまったが、iPadそっくりなものはなかったと思う。

写真2の方はもう少しレベルの低い製品で、製品そのものは何の変哲もな

い携帯電話だが、アップルやソニーのVAIOのロゴを借用している。アップルのロゴがついた携帯電話には「iPhone」と、わざと綴りを間違えた名称まで記されている。外国の著名なメーカーや商標の綴りを一部だけ変えた携帯電話はこの華強北の方々で見ることが出来る。ちょっとだけ変えてるのは一応他社の商標権に触れないようにには意識していることを示しているが、それでも多少でも有名メーカーに近寄りたという弱小企業の涙ぐましい戦略を表している。

そうした弱小メーカーの戦略は昨年八月にインタビューした従業員十数名ほどの零細携帯電話メーカーの社長からも聞くことができた。彼は韓国サムソンの機種を模倣して携帯電話を開発していることを隠さなかった。彼によれば「六カ所違うところを主張できれば意匠権の侵害には問われない」そう

である。

そのサムスンも二〇一一年四月にアップルに特許権を侵害しているとして提訴された。サムソンのスマートフォンやタブレットPCでタッチパネルで画面を拡大する方法がアップルの製品と類似しているというのである。実は、iPhoneが日本で盛んに売れるようになった二〇一〇年以降、日本の携帯メーカー各社もiPhoneと似た操作方法のスマートフォンを次々と発売している。アップルと日本メーカーとの間で特許の問題がどう処理されているのか私にはわからないが、いずれにせよ傍目には臆面もないコピーにしか見えず、過去には数々の独創的な製品を出してきた日本の電機産業もここまで墮ちたかどがっかりした。アップルに提訴されないのは要するに日本の携帯電話メーカーの世界的な存在感が小さいかららしい。それに対してサム

スは強力であり、アップルとしては何とかして叩いておきたかったのである。しかし、サムスンも黙っていない。サムスはさっそく同じ二〇一一年四月に、アップルのiPhoneがサムソンの通信技術に関する特許を侵害しているとして提訴した。その後両者の戦いは欧米各国での訴訟合戦に発展した。

かつてサムスン電子の幹部と面談したとき、欧米勢が特許を握る第二世代の携帯電話の市場に入る上で日本勢や中国勢にとっては特許が障害となっているが、サムスンはどうしているのかと尋ねてみたら、特許など無視する、連中がうちを訴えてきたら、こっちはって反訴する材料はいくらでも持っている、という趣旨の答えが返ってきた。今回のアップルとの係争においてもサムスはまさにこの発言通りの対応をしている。

このアップル対サムソンの係争を見ていると、特許というのは自分の発明を他者に勝手に使われないようにするために取得するものだ、という常識がいかにナイーブなものに思われてくる。特許は、むしろ他者の発明を勝手に利用しても文句を言われないようにするための抑止力なのである。

蓄音機の時代であれば関連する特許はわずかで、誰のものがオリジナルで誰のものが模倣品か比較的わかりやすかっただろうが、それでも類似した技術を持つ企業の間での特許紛争が激しく展開された(名和小太郎『技術標準対知的所有権』中公新書、一九九〇年)。まして一つの製品に一〇〇〇以上もの特許が関係する現代の製品で、互いの特許侵害を訴え始めたら際限のない訴訟合戦になるだろう。そこで多くの場合、企業間でクロス・ライセンスングをしたり、特許プールを作った

りして休戦協定を結んでいる。ところがそこへ自前の特許という武器を持たない新参者が入ってくるとたちまち袋だたきにあう。一般には世の中に本物とニセ物があると思われているが、実際には特許で武装した勢力が作るニセ物と、中国の弱小企業のように武器を持たない人達で作るニセ物とがあるだけなのである。

(まるかわ・ともお
東京大学社会科学研究所教授)